

小田原市
エイジフレンドリーシティ行動計画

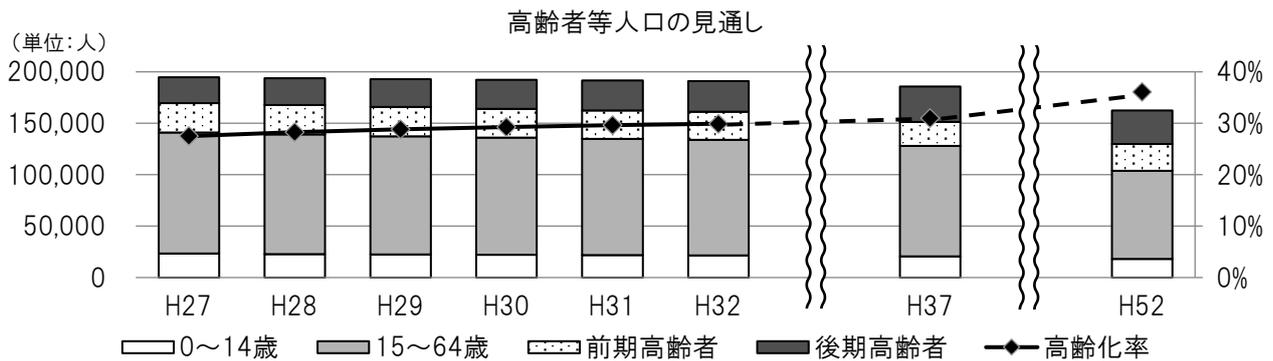
【平成30年（2018）年度～平成32年（2020）年度】



1 小田原市の高齢化の状況

(1) 総人口の推移

本市の人口は、平成 29 (2017) 年 10 月 1 日現在 192,965 人で、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者に達する平成 37 (2025) 年度には 185,692 人、団塊ジュニア世代が 65 歳から 74 歳までの前期高齢者に達する平成 52 (2040) 年度には 162,292 人になる見通しで、減少傾向にあります。



(単位:人)

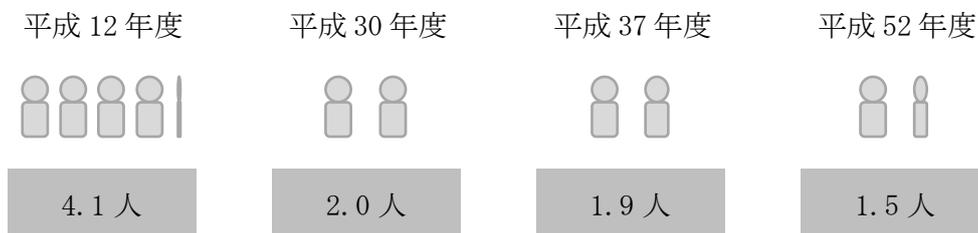
年度 (西暦)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H37 (2025)	H52 (2040)
総人口	194,644	193,871	192,965	192,351	191,643	190,843	185,692	162,292
高齢者人口	53,523	54,792	55,644	56,333	56,746	57,066	57,614	58,547
前期高齢者	28,347	28,561	28,470	28,053	27,437	27,343	23,051	26,090
後期高齢者	25,176	26,231	27,174	28,280	29,309	29,723	34,563	32,457
高齢化率	27.5%	28.3%	28.8%	29.3%	29.6%	29.9%	31.0%	36.1%

※各年度 10 月 1 日現在。平成 30 年度以降は推計。

(2) 高齢者の急速な増加

65 歳以上の高齢者人口は、平成 29 (2017) 年 10 月 1 日現在 55,644 人で、今後増加を続けます。高齢者の内訳では、前期高齢者は、平成 28 (2016) 年度をピークに減少に転じる一方、後期高齢者は増加を続け平成 37 (2025) 年度には 34,563 人になる見通しです。

また、高齢者一人を支える生産年齢人口の割合をみると、介護保険制度が始まった平成 12 (2000) 年度では、一人の高齢者を支える 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の割合は 4.1 人ですが、平成 30 (2018) 年度では 2.0 人、平成 37 (2025) 年度では 1.9 人、平成 52 (2040) 年度では 1.5 人となります。



(3) 高齢者のいる世帯数の増加

平成 22 (2010) 年度から平成 27 (2015) 年度までに、高齢者のいる世帯総数は約 4,000 世帯増加し、一般世帯総数に占める高齢者のいる世帯総数の比率は 39.9%から 44.4%に増加していることから、世帯の高齢化が進んでいることがわかります。

また、高齢者のいる世帯総数のうちで「一人暮らし高齢者世帯」は約 2,000 世帯増加しており、高齢者の単身世帯が増加している状況です。

表Ⅱ-2 高齢者世帯の状況

(単位：世帯)

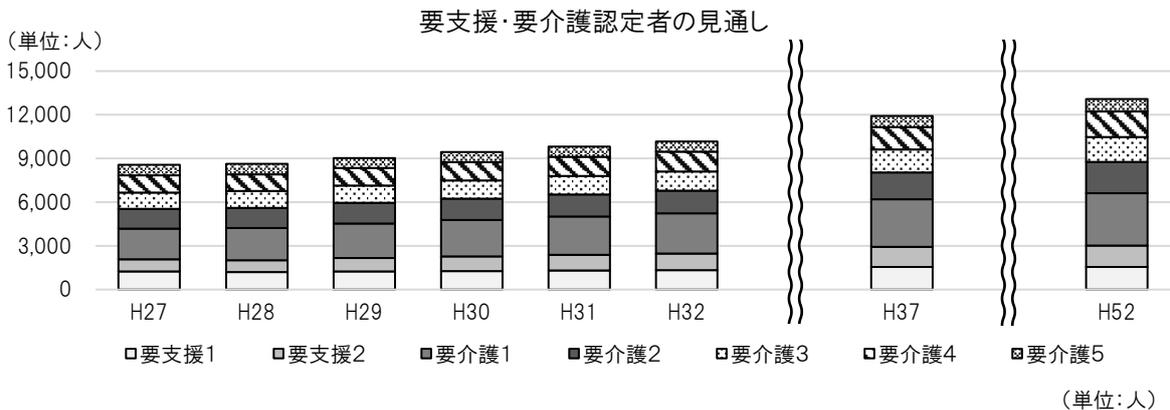
	平成 22 年		平成 27 年	
一般世帯総数	77,532		79,007	
うち 高齢者のいる世帯数	30,951	(39.9%)	35,075	(44.4%)
うち 一人暮らし高齢者世帯数	7,109	(9.2%)	9,088	(11.5%)

※出典：平成 22 (2010) 年及び平成 27 (2015) 年国勢調査。

※各年 10 月 1 日現在。

(4) 要支援・要介護認定

要支援・要介護認定者数は、平成 29 年度で 9,037 人です。これは、介護保険制度創設時 (平成 12 年度) の 3,158 人の約 2.9 倍に当たります。今後も、高齢者人口の増加に伴い、認定者数の増加が見込まれます。



年度 (西暦)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H37 (2025)	H52 (2040)
要介護5	738	720	697	702	704	695	764	848
要介護4	1,171	1,140	1,192	1,253	1,305	1,359	1,539	1,747
要介護3	1,130	1,160	1,197	1,245	1,285	1,322	1,573	1,725
要介護2	1,352	1,385	1,422	1,466	1,511	1,556	1,840	2,147
要介護1	2,107	2,207	2,368	2,502	2,626	2,755	3,271	3,591
要支援2	845	814	923	997	1,070	1,147	1,397	1,479
要支援1	1,236	1,205	1,238	1,278	1,312	1,336	1,542	1,543
合計	8,579	8,631	9,037	9,443	9,813	10,170	11,926	13,080

※各年度 10 月 1 日現在。平成 30 年度以降は推計。

基本理念と施策の体系

基本理念

「ともに生きる活力ある長寿・福祉社会」

（ケアタウン おだわら）をめざして

第7期計画は施策の体系として、4つの基本方針、14の施策の目標を定めました。

【基本方針1】

高齢者がいきいきと活動できる環境づくりの促進

- (1) プロダクティブ・エイジングの促進
- (2) 外出・多様な活動の促進

【基本方針2】

介護予防・日常生活支援総合事業の充実

- (1) 一般介護予防事業の拡充
- (2) 介護予防・生活支援サービス事業の充実
- (3) 介護予防・生活支援サービスの体制整備

【基本方針3】

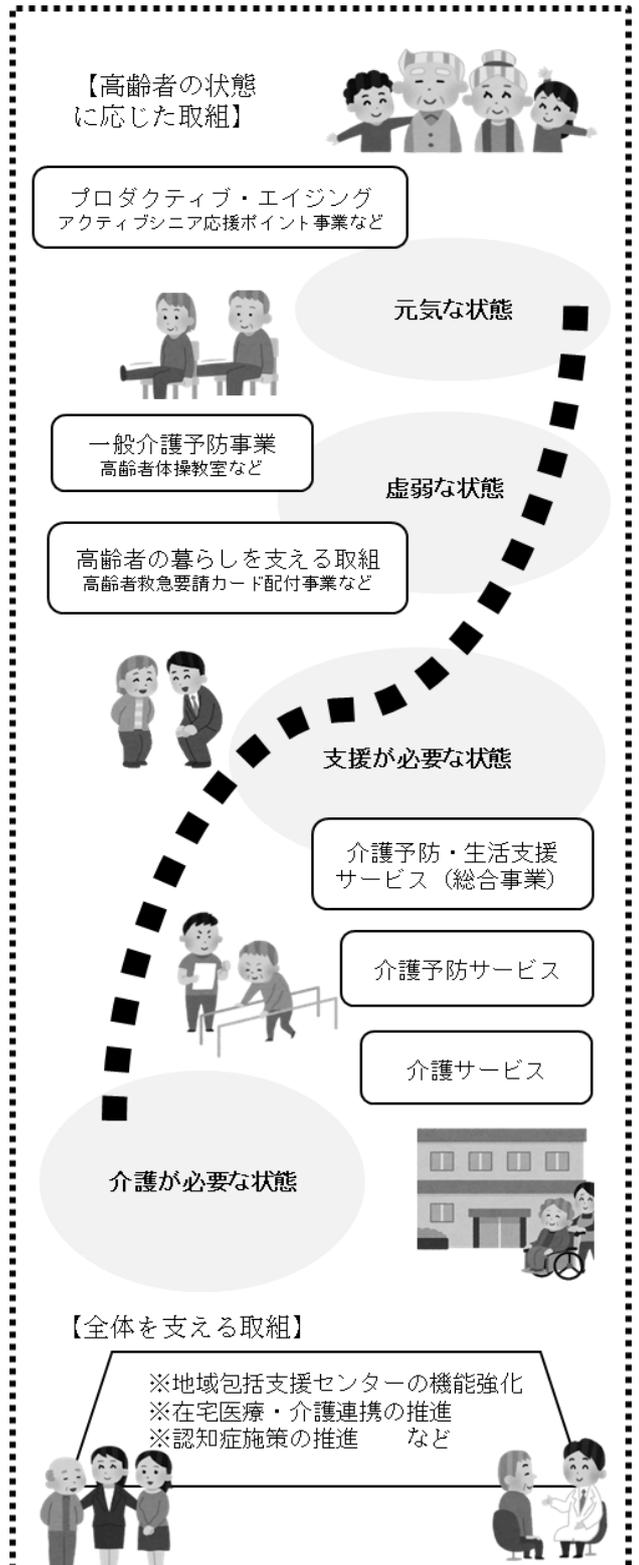
保険給付事業の円滑な運営

- (1) 介護(介護予防)サービスの適切な提供
- (2) 介護(介護予防)サービスの質の向上
- (3) 介護(介護予防)サービス利用者に対する適切な支援

【基本方針4】

地域における高齢者支援体制の強化

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 在宅医療・介護連携の推進
- (3) 認知症施策の推進
- (4) 家族介護者支援の充実
- (5) 高齢者の暮らしを支える取組の充実
- (6) 高齢者虐待などによる緊急時の体制整備



3 8つのトピックスに基づく取組事項

小田原市では、これまで示した高齢者の状況及び取組みを進める上での基本理念を踏まえ、2018年度から2020年度において、エイジフレンドリーシティの8つのトピックスに基づいて、以下の取組みを推進していきます。

(1) 屋外スペースと建物

- 施設の管理運営(生きがいふれあいセンターいそしぎ管理運営事業・前羽福祉館管理運営事業・下中老人憩の家管理運営事業)
 - ・生きがいづくり、社会参加、老人福祉の増進を図る場となる施設の管理運営

(2) 交通機関

- 在宅生活継続への支援(福祉タクシー利用助成事業)
 - ・在宅で生活されている要介護3以上の高齢者を対象にタクシーや福祉有償運送を利用した場合の初乗り運賃相当額の助成

(3) 住居

- 介護保険施設等の整備(介護保険施設等整備事業)
 - ・地域包括ケアシステムを支える地域の拠点となる、地域密着型サービスの施設の整備
 - ・介護保険施設及び特定施設の整備
- 高齢者への居住支援関連情報の提供(高齢者居住支援関連情報提供事業)
 - ・公的賃貸住宅やサービス付高齢者向け住宅をはじめとした民間賃貸住宅、住宅改修の制度、住宅に関する税制度等の関連情報を提供し、高齢者の住まいの安定的な確保を支援

(4) 社会参加

- ボランティア活動による社会参加(アクティブシニア応援ポイント事業)
 - ・市指定の介護保険施設などで行ったボランティア活動に対し、活動量に応じて商品交換を行うことで、高齢者の社会参加を促す
- 老人クラブの活動を補助(老人クラブ活動補助事業)
 - ・生活を豊かにするために親睦を深め、社会貢献や健康寿命の延伸に努めることを目的として結成されている老人クラブへの助成
- ふれあいイベントの開催(生きがいふれあいフェスティバル開催事業)
 - ・世代を越えて市民がふれあうイベントを開催することで、高齢者の生きがいづくりを促進
- 高齢者の外出を促進(福寿カード交付事業)
 - ・60歳以上の方に協定を締結している旅館に協定料金で宿泊できるほか、市内各公共施設を無料で利用できるカードを交付し、高齢者の外出を促進

(5) 尊敬と社会的包摂

- 自己決定権の尊重や本人の保護を図る（成年後見制度利用支援事業）
 - ・認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない者に対し、本人に代わって後見人等が契約行為や財産管理ができるよう、市長が家庭裁判所に成年後見の申立てを行う
- 高齢者虐待防止対策の推進(高齢者虐待防止ネットワーク事業)
 - ・高齢者虐待の防止から個別支援に至る各段階において、多職種が連携協力し、虐待を受けているおそれのある高齢者や養護者・家族に対する多目的支援を行う

(6) 市民参加と雇用

- 就業やボランティア活動に対する支援(セカンドライフ応援セミナー・シニアバンク事業・シルバー人材センター運営補助事業)
 - ・仕事やボランティアをしたい高齢者を対象に、セミナーを開催し、活躍の場、生きがいづくりの場の創出を推進する
 - ・おおむね60歳以上の個人・団体と「活動の場」をマッチングするプラットフォームとして登録制度「シニアバンク」を運営し、豊かな社会の実現や地域課題の解決をめざす
 - ・シルバー人材センターに対し運営の補助をすることで、高齢者の雇用の機会、その他多様な就業の機会を促進する

(7) コミュニケーションと情報

- 認知症への理解を深めるための普及啓発の推進(認知症サポーター養成事業・認知症初期集中支援事業)
 - ・認知症に対する正しい知識の普及とともに、認知症の人やその家族を見守る応援者を増やす取組
 - ・認知症が疑われる人や認知症の人、その家族に対して、地域包括支援センターの医療職及び介護職が専門医の助言のもと訪問等を行い、早期診断・早期対応できる支援体制を構築する
- 認知症の人の介護者への支援(家族介護教室開催事業)
 - ・在宅で高齢者を介護している家族を対象に、介護方法等を学ぶ講座と、家族同士が日ごろの介護に対する悩み等を意見交換する交流会を開催する

(8) 地域社会の支援と保健サービス

- 地域包括支援センターの機能を強化(地域包括支援センター運営事業)
 - ・地域住民に対する包括的・継続的支援が行えるよう、地域包括支援センターの機能を強化
- 在宅医療と介護の連携の強化（在宅医療・介護連携事業）
 - ・地域において医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療及び介護の提供を行うことができるよう、多職種共同研修等を開催

- ・市民向けの医療相談に加え、介護関係者からの医療に関する相談にも対応
- 地域における見守り体制の充実(高齢者見守り事業)
 - ・民間事業者、県と協定を締結し、連携して、地域見守り活動に関する協力体制の構築を進め、孤立死・孤独死を未然に防止できるよう努める
- 災害時の要配慮者への支援(要配慮者支援対策事業)
 - ・一人暮らしの高齢者など、災害に対して弱い立場にある方をあらかじめ把握しておくため、避難行動要支援者所在マップを作成、更新するとともに、災害時において高齢者等を支援する体制づくりに努める
- 介護保険サービスの適切な提供と円滑な運営
 - ・介護サービスに対する需要は、認定者数の増加とともに、今後引き続き伸びていくと思われることから、必要な供給量の確保に努める
- 介護人材の安定的な確保と資質向上(介護人材確保支援事業)
 - ・事業者と連携を図りながら、継続して人材を確保するための仕組みづくり、離職防止に向けた職場環境の改善、スキルアップの機会の確保に取り組む
- 介護施設等のサービスの質の向上(介護相談員派遣事業)
 - ・サービス利用者のサービスに関する不安、不満、疑問等を解消するとともに、介護保険施設等が提供するサービスの質を向上させるため、介護保険施設等に介護相談員を派遣
- 介護支援専門員の資質の向上(ケアマネジメント技術向上支援事業)
 - ・介護支援専門員の資質向上を図るため、ケアプラン点検事業を実施するほか、専門知識の習得に向けた研修の実施等を行う
- 高齢者等の個別課題の解決と地域課題の共有(地域ケア会議開催事業)
 - ・高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で生活し続けられるよう、支援するため、地域包括支援センターが主体となって個別ケア会議と圏域ケア会議を開催
 - ・個別ケア会議では支援が必要な高齢者等の個別課題の解決と個別事例からの地域課題を明らかにする
 - ・圏域ケア会議では明らかになった地域課題の共有を通じて、課題解決に向け協議し、地域の実情に応じた支援体制づくりを進める